

いじめ防止基本方針

平成26年2月策定

(平成31年度3月改定)

忍野村立忍野小学校

忍野小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」を全教職員共通認識の基に、全ての児童が安心して充実した学校生活が過ごせるよう、学校全体でいじめ防止、早期発見、迅速な対応を行うために「忍野小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめ防止基本方針の策定

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめが全ての児童等に関係する問題であり、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての児童等がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。
- ③ いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童に理解させる。
- ④ 学校は、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

- ① 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ③ 一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- ④ 具体的ないじめの態様（例）
- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（３）いじめに関する基本的認識

- ① いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こりうる。
- ③ いじめは、学校の教育活動全体に関わる問題である。
- ④ いじめは、放置したままではなくなる。
- ⑤ 嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は、入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ⑥ いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了承を与えている存在も注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成する。
- ⑦ 「けんか」や「ふざけ合い」も背後にある事情を調査し、情報の共有化を図る。

（４）学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ対策の組織

本校は、「いじめ防止対策推進法」第22条の規定に基づき、「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、その組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(1) 構成員

① 生徒指導部会（定期的に開催）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

② いじめ対策委員会（必要に応じて開催する）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、担当学年主任、養護教諭、これに加えて、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって、関係している教職員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員、人権擁護委員、児童相談所、駐在所、その他（学校評議委員、各種関係機関）

(2) 組織の役割

① 生徒指導部会

学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

○ いじめの早期発見に努める。

・ いじめ相談・通報の窓口となる。※教育相談体制の充実を図る。

・ アンケート調査を実施する。

○ いじめに関する校内研修の企画・検討し実施する。

② いじめ対策委員会

○ いじめの疑いに係わる情報や問題行動があったときには、情報の収集と記録、共有を行い、いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。

○ いじめの疑いに係わる情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、事実関係の調査、指導や支援の体制・対応方針の決定・保護者との連携を組織的に対応する中核的な役割をする。

○ 学校はいじめ防止の取り組みについてPDCAサイクルで検証を行う。

(3) 組織運営上の留意点

○ 当該組織を実際に機能させるに当たっては、教育委員会・児童相談所・警察署・教育事務所等の外部専門家の助言を得ることもある。

○ 学校で発生した法第28条1項に規定する「重大事態」の調査は、学校がその調査を行う場合、この組織を母体として、当該事案の性質に応じて専門家を加えるなどの方法によって対応する。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

- ① 学校の教育目標の「豊かな人間性」を受け、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 発達障害を含む障害のある児童生徒、帰国子女や外国籍の児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童については、日常的に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ④ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

具体的に

〈児童が主体となった活動〉

- ① 望ましい人間関係づくりのために、縦割り班活動等の異学年交流の実施
- ② 児童会活動の活性化

〈教職員主体となった活動〉

- ① 自己有用感を育む授業づくり
- ② 一人一人の実態の応じた分かる授業
- ③ 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育やいじめは絶対に許さないという人権教育

(2) 早期発見の取組

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- Q U 検査により児童の学級における安定感調査（5月）
- 児童対象いじめアンケート調査（6，11月）
- 保護者対象学校生活アンケート調査（12月）

② いじめ相談体制

日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、児童に寄り添った相談体制づくり

- 職員会議において、情報の共有
- 児童との向き合う時間の確保（校務の効率化）
- いじめの防止等のための対策に関する資質の向上
 - ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その

他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(3) いじめに対する措置

① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

＜速やかな報告の徹底＞

- 担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任→教頭、生徒指導→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- 情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し、生徒指導主事へ提出する。→教頭に提出する。
- 教頭により、第一次緊急対応会議を招集し、報告書の内容を周知する。
- 報告書の内容・日時・場所・被害児童・加害児童・内容、状況・情報受信者

＜事実確認の実施＞

- 被害児童への聞き取り
 - ・ 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
 - ・ いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならず気持ちに寄り添って話を聞く。
- 加害者への聞き取り
 - ・ いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
 - ・ いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
 - ・ けんかやその背後にある事情を調査する。
- 被害児保護者、加害児保護者への対応
 - ・ 保護者とは直に会って面談を行う。
 - ・ 護者の立場や心情に十分配慮し現状と今後の具体的な対応説明する。
 - ・ 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥ いじめ「解消」したと判断するためには、次の2要件を満たすこと。
 - ・ いじめに係わる行為が止んで、少なくとも3ヶ月を経過している。
 - ・ 被害者が心身の苦痛を感じていない。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

- ① 「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。
 - 不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とするが，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。
 - 調査をしないで学校が「重大事態とはいえない」と断言しない。平時から調査をする組織を設置しておく。

(2) 重大事態の報告

学校は，重大事態と思われる案件が発生した場合には，直ちに教育委員会に報告し，その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(3) 調査の趣旨等

重大事態の調査は，重大事態に対処するとともに，同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては，いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは，適切かつ真摯に対応する。

(4) 調査を行うための組織

学校が調査を行う主体となる場合は，当該重大事態に係る調査を行うために，速やかに，「いじめ防止対策委員会」を母体として，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を加えた「重大事態対策委員会」を設ける。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は，重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。

(6) 調査実施におけるその他の留意事項

重大事態が発生した場合に，関係のあった児童が深く傷つき，学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり，時には事実に基づかない風評等が

流れたりする場合もある。学校は、教育委員会の指導のもと、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。

（７）調査結果の提供及び報告

調査結果を教育委員会に報告する。当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。（情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報にも配慮する。）

また、調査結果を教育委員会に報告する。

５ その他留意事項

（１）校内研修の充実

全職員対象の本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、すべての教職員で共通理解を図る。

（２）校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担が掛からないよう校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

（３）地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校評議委員、地域との連携促進、学校と地域、家庭が組織的に協働する体制を構築する

（４）学校評価の充実

従来とおり、学校評価の項目にいじめ問題を掲げ評価・分析を行い、家庭や地域との連携に努めていきます。

別紙 1 年間を見通したいじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。

			時 期
いじめ防止のための措置	児童が主体となった活動	異学年交流の実施	通年
		学級活動の時間等での話し合い活動	学級活動年間指導計画による
	教職員が主体となった活動	一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
		校内の授業研究の実施	職員研修計画
		参観日等の懇談における話題提供	授業参観 家庭訪問 個別懇談
いじめ 早期発見の措置	児童の発する具体的なサインの共有 (別紙2)		通年
	アンケートの実施		Q U 検 査 児童アンケート 保護者アンケート
	職員会議での情報の共有		通年
	進級時の情報の確実な引き継ぎ		学年末
	過去のいじめ事例の蓄積		通年

別紙 2

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で観察し、小さなサインを見逃さない

場面	サイン
登校時 朝の会	遅刻，早退が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず，うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり，遅れたりする。 担任が教室に入室後，遅れて入室してくる。
授業中	保健室，トイレに行くようになる。 教材の忘れ物が目立つ。 机まわりが散乱している。 決められた席と異なる席に着いている。 教職員や児童の発言に対して，突然個人名が出される。
休み時間等	持ち物にいたずらされる。 ふざけあっているが，表情がさえない。 1人でそうじをしている。
放課後	慌てて下校する。 用もないのに，学校に残っている。 持ち物が無くなったり，いたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気がいたら，積極的に児童の中に入り，コミュニケーションをとり，状況を把握する。

サイン
教室等，仲間同士で集まり，ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ，周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと，不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち，集団の中心的な存在の児童がいる。

3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり，休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど，サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 机，壁等にいたずら，落書きがある。 机やイス，教材等が乱雑になっている。

4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り，確認することでサインを発見しやすい。以下のサインがみられたら，学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくこと。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝，起きてこなかったり，学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり，友人からの誘いを断ったりする。 受診したメールをこそこそ見たり，電話におびえたりする。 不審なメールや電話がある。 遊ぶ友だちが急に変わる。 部屋に閉じこもったり，家から出なかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時間になると，体調不良を訴える。 食欲不振，不眠を訴える。 学習時間が減る。 成績が下がる。 持ち物が無くなったり，壊されたり，落書きされたりする。 大きな額の金銭をほしがる。 家庭の品物，金銭が無くなる。